

知的財産取引適正化WG（第2回）議事録

1 日 時 令和7年11月14日（金） 10:00～12:00

2 場 所 対面（大手センタービル Training RoomA）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】林座長、泉委員、鮫島委員、名倉委員、松田委員、松橋委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、田中優越的地位濫用未然

防止対策調査室長

企業取引課 全課長補佐

優越的地位濫用未然防止対策調査室 山岡室長補佐

【中小企業庁】坂本事業環境部長、小高取引課長

【特許庁】吉澤総務部長、亀井総務課長

【オブザーバー】東京都知的財産総合センター、

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、

日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、

日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 議 題 ○実態調査報告書の充実に向けて

○知財WGにおける報告書の方向性（指針の策定等に向けて）

5 議事録

（1）開会、注意事項説明

○公正取引委員会 柴山課長

皆さんおはようございます。公正取引委員会企業取引課長の柴山でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。今回も前回に引き続き、対面とオンラインでのハイブリッドでの開催になりますので、留意点を3点お知らせします。

1 点目は、オンラインで参加されている委員・オブザーバーの皆様におかれましては、御発言の際以外は、マイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目は、通信トラブルが起きた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号まで御連絡いただけますと幸いです。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めます。

3 点目は、対面で参加されている委員の皆様は、御発言時にマイクの電源ボタンを押して、発言いただきますようお願いいたします。

それでは、まず開催にあたり3省庁を代表して公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

おはようございます。公正取引委員会官房審議官の向井でございます。本日は御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、第2回ということで、第1回に皆様からいただいた意見を踏まえまして、実態調査やヒアリング調査を実施いたしました。今回は、それらの結果や把握した事例等を御説明させていただきます。そして、本実態調査の成果物である実態調査報告書をどのような記載にすべきなのか、どのような形で充実させるべきなのか、それが第1点です。そして、本ワーキンググループにおきまして、どういう方向で知財 WG 報告書に記載していくのかというのが第2点でございます。この2点につきまして、特に御議論いただければと考えております。

皆様におかれましては、それぞれの議題につきまして忌憚のない御議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。今回から、東京知的財産総合センターに新たにオブザーバーとして参加いただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは以後の議事につきましては座長をお願いしたいと存じます。林座長よろしくお願ひいたします。

○林座長

座長の林いづみです。おはようございます。

第1回から、調査のため期間が空きました。また、本日大変広い部屋で、委員の先生方との間がかなり遠いですが、是非とも活発な御意見をお願いしたいと思います。最初に事務局から資料2に基づきまして、実態調査の結果、それを踏まえた既存のガイドラインの整備、また本日御議論いただきたい事項について説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(2) 事務局説明

○公正取引委員会 全課長補佐

よろしくお願ひいたします。事務局より本日の資料につきまして説明差し上げます。

早速ではございますが、スライド1枚目を御覧いただければと思ひます。スライド1枚目につきましては、前回のワーキンググループでいただいた御意見を簡単に紹介差し上げるところです。内容につきまして、例えばエンタメ業界ですとか、商社との関係といった点につきまして御指摘いただいております。こういった御意見を踏まえまして、実態調査を実施しております。以上簡単ではございますが、前回の御意見のまとめとなります。

次のスライドに参ります。こちら本日のテーマとなっております。本日のテーマは、大きく分けて3つございます。

1つ目のテーマは、実態調査についてです。実態調査では、アンケート調査及びヒアリングを実施しておりますので、こちらの現状を紹介させていただきます。なお、内容につきましては速報値となっており、暫定的な数値となっております。

テーマの2つ目は、既存のガイドラインについてです。実態調査で確認されました事例と類似する事例を集めたガイドライン等が既にご覧いただけます。こちらについてどのようなものがあるのか、どのような内容となっているのかといった点について、簡単に紹介差し上げます。

テーマの3つ目は、御議論いただきたい内容となっております。こちら2つございます。今回、実態調査を実施しまして、今後も引き続き行う予定ではございますが、この後、作成を予定しております実態調査報告書の更なる充実において、どのような事例を収集すべきかといった点について御議論いただきたいと考えております。御議論いただきたい内容の2つ

目につきましては、知的財産取引適正化ワーキンググループにおける報告書の方向性でございます。

骨太の方針において、知的財産取引についての独占禁止法上の指針の策定というものが掲げられておりますところ、今後実態調査を踏まえた実態調査報告書を作成し、それを踏まえて指針を策定することを予定しておりますが、指針の策定に向けて、知的財産取引適正化ワーキンググループではどのような内容を含むべきかといった詳細について御議論いただければと思っております。以上簡単ではございますが、本日のテーマの御紹介となります。

それでは早速ではございますが、本日のテーマの1つ目、実態調査についてです。こちらにつきましては、実際に調査を実施しております、優越的地位濫用未然防止対策調査室より紹介差し上げます。

○公正取引委員会 田中室長

公正取引委員会優越的地位濫用未然防止対策調査室の田中と申します。私からは、実態調査について御説明いたします。実態調査においては、アンケート調査を実施いたしまして、その結果などを踏まえてヒアリングを行い、事例の収集を進めております。

まず、アンケート調査の結果について御説明いたします。3 ページを御覧ください。アンケート調査は、受注取引における知的財産権・ノウハウ・データの取引実態を業種横断的に確認するために、本年の9月から1か月間にわたり実施いたしました。アンケートを4万社に発送いたしまして、そのうちの約17%である6,973社から回答を頂戴しております。発送先の業種比率は図1のとおりとなっております。これは中小企業実態基本調査で報告された知的財産権の保有率、各業種の事業者数などを参照しております。また、発送先の事業規模は図2のとおりでございます。中小企業が9割を超えております。

次に4ページを御覧ください。アンケートの回答状況についてまとめております。まず、回答者の業種は、図3のとおり製造業や情報通信業が大半を占めており、事業規模ですと、図4のとおり中小企業が大半を占めております。また、図5のとおり、回答者の半数以上が知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有していると回答いただいております。

次に5ページを御覧ください。アンケート調査で知的財産権等を保有していると回答いただいた方のうち、これまで納得できない取引条件を受け入れた経験があると回答いただいた方は約16%を占めております。そして、アンケート調査におきまして、知的財産権などに関する取引について、類型ごとにどういった行為を受けたのか、どういった取引を希望しているのかといったことについてもお尋ねしており、その回答状況について御説明いたします。

6ページを御覧ください。回答状況の概要を示しております。上から2つ目のノウハウ・データの開示にかかる事例について、ノウハウの開示等を強要された経験があると回答いただいた方は、知的財産権等を保有すると回答いただいた方のうち約9%、データの開示等を強要された経験があると回答いただいた方は約8%を占めております。また、上から4つ目の知的財産権・ノウハウ・データの対価設定に関しまして、ライセンスに係る対価設定について現状と望ましい方法に乖離があると回答いただいた方は約18%、譲渡に係る対価設定について現状と望ましい方法に乖離があると回答いただいた方は約13%おられました。アンケート調査の結果を取りまとめた詳細は別途配布させていただいた参考資料1に掲載しております。こうしたアンケート調査の回答内容などを踏まえまして、現在、主に事例の収集を目的としてヒアリング調査を実施しております。

まず7ページを御覧ください。ヒアリング調査は現在も継続中でございますが、先月10月末の時点で約90名の方々からヒアリングをしております。対象業種は7ページに記載のとおり、製造業、非製造業と多岐にわたっております。ヒアリング調査では、受注者が納得できないとされる事例の収集を主としています。好事例、望ましい在り方の御意見については、ヒアリング調査でもお尋ねしておりますが、それとは別に公正取委員会のホームページに設けました情報提供フォームでも募集しております。以下ではヒアリングで受注者から得られた事例を中心に御紹介いたします。

まず8ページを御覧ください。なお、御紹介させていただく事例につきましては、取引の当事者の一方から収集したものでして、その相手方に対するヒアリングなどは行っておりません。このため、独占禁止法や取適法に違反すること、又は、そのおそれがあることを認定したものではありません。それではNDAに係る事例について御紹介いたします。事例といたしましては大きく分けて2つございます。1つは、イラストに掲載していますが、受注者が発注者に対しNDAの締結を求めたものの、手続が煩雑であることを理由として拒否され、その後、開発に係るデータの提出を求められ、提出したというものです。もう1つは、2の片務的なNDAの締結です。①を御紹介いたしますと、受注者は発注者である取引先から秘密情報の保持を厳格に求められるのに対し、発注者は、受注者の秘密情報を発注者のグループ会社に提供できるという片務的なNDAを締結させられたというものです。以下でも事例を御紹介していますが、これまでのスタートアップ指針などにおいて、優越的地位の濫用のおそれがあると示しているものがあれば参考として掲載しております。

次に9ページを御覧ください。ノウハウ・データの開示に係る事例を御紹介いたします。まず、技術資料などについての一方的な開示要請です。イラストにある事例を御紹介いたしますと、受注者は発注者から製造条件が記載された技術資料である工程表の無償提供を求められ、本来は機密性が高いものであるため、応じたくないものの、取引を継続するために応じざるを得なかったというものでした。

次に10ページを御覧ください。こちらでは設計図面や工場見学に関する一方的な開示要請の事例を掲載しております。

また、11ページから12ページに関しましては、御参考として関係するガイドラインなどを掲載しております。

では次に13ページを御覧ください。こちらでは、知的財産権などの無償譲渡等に係る事例を掲載しております。まず、著作権の譲渡要請についてです。イラストにある事例を御紹介させていただきます。これは、受注者が発注者からパッケージデザインに関する著作権を発注者に譲渡することを含む業務委託契約の締結を求められた際に、受注者は発注者に対し、二次利用を行う場合には、別途二次利用時の対価に関する協議を行う旨の条項を契約に含めるように依頼したものの、発注者から応じてもらえず、受注者としては今後の取引に影響が生じ得ることを懸念して、示された契約内容を受け入れざるを得なかったというものです。

また、次14ページに移っていただきますと、契約書における著作権の帰属条件の設定に関する事例といたしまして、映像作品の事例において取引先にその作品の著作権が帰属するという契約の締結に応じざるを得なかったという事例などを掲載しております。

次に15ページを御覧ください。こちらでは、3の契約書における著作者人格権の不行使条項の設定といたしまして、受注者といたしましては、氏名表示権の行使などを契約書に規定することが必要と考えていたものの、発注者からその不行使が規定された契約の締結を要請されたといった事例を掲載しております。また、4の中間成果物の譲渡要請といたしましては、映像作品の制作の過程で制作した制作物について、無償提供に応じざるを得なかったという事例などがございました。

16ページ、17ページには、知的財産権の無償譲渡などに関連して既にごございます指針等を御参考として掲載しております。

今回の実態調査におきましては、受注者が問題行為を受けたとする事例を収集するだけでなく、望ましい在り方ですとか、あるいは既に取り組みされている好事例も収集しております。18ページでは、知的財産権・ノウハウ・データの一方的な開示・無償譲渡要請に対して寄せられた行為などについて御紹介しております。先ほど御紹介したとおり、無償提供の対象となりやすい知的財産権などが確認されましたが、スライドの真ん中に記載しているとおり、受注者から知的財産権などへの対価の設定を求める声が寄せられております。そして、既に取り組みされている実践例といたしまして、イラストに掲載しているものを御紹介いたします。

こちらは金型の図面設計データの取引に関するものです。発注者が金型の修理など必要な場合に限り、受注者に対し納得のいく対価を支払うこととした上で、金型の図面設計データ

の提供依頼を行い、受注者は納得して図面設計データを発注者に付与したというものです。

続きまして、19 ページに移っていただければと思います。こちらの方では、対価設定に関する事例、そして望ましい在り方についての行為を掲載しております。まず、事例といたしましては、著作権を譲渡するにあたり、取引先や提示する対価が破額の安さであったものの著作権を譲渡したというものがございました。そして、対価設定に対する事業者の声といたしまして、2 つございます。1 つ目は、適切な対価設定を求める声というものです。スライドの方には、設計図面の対価が現状は1枚数千円程度となっておりますが、本来はその何倍もの値段を請求したいという声などを頂戴しております。もう1つは、対価設定方法の選択肢の拡充についての声です。御紹介いたしますと、著作権の譲渡の対価について、現状は一括払ですが、レベニューシェアのような、売上げに応じた額を支払ってもらうことを望むというものがございました。

続きまして、20 ページには、知的財産権等の対価設定に関して、これまでに出されているガイドラインなどを御参考までに掲載しております。

次に 21 ページを御覧下さい。こちらでは、知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例を御紹介いたします。イラストにございます事例は、発注者の指示に基づき製造した製品であるにもかかわらず、受注者は発注者から、受注者が一方的に損害賠償責任を負うなど、訴訟リスクを一方的に負担するという片務条項の記載がある契約を提示され、取引を止められてしまう可能性があることから、そのまま締結したというものです。

次に 22 ページを御覧ください。こちらは出願に干渉された事例でございます。イラストの事例は、受注者がノウハウや開発資金を投じて、独自に生み出した発明であっても、発注者から特許出願前の報告を義務付けられた NDA の案を示され、当社から契約内容の修正を求めたものの受け入れてもらえなかった上に、受注者が特許出願をするにあたり共同出願とされたというものです。

次に 23 ページを御覧ください。こちらは技術指導、技術検証、試作品製造等に関する事例でございます。まずイラストにございます技術指導の対価に関する事例を御紹介いたします。こちら側の受注者が取引先である発注者から技術指導の要請を受け、内製化されるリスクがあることを把握しながらも無償で応じているというものです。もう1つは、PoC の対価に関する事例を御紹介いたします。こちら発注者から PoC を発注されたものの、対価の支払を拒否されたり、あるいは一方的に減額されたりしたという事例です。

続きまして 24 ページを御覧下さい。こちらには 4 つの事例を掲載しておりますが、①の事例を御紹介いたします。これは食料品製造業における事例でございます。取引先の求めに応じて定期的に試作品の製造や改良を繰り返し、必要に応じて設備の改修を行い、商品化まで数年を要したものの試作段階で要した全ての費用について受注者が負担せざるを得なかったというものです。

次に 25 ページを御覧下さい。こちらは共同研究開発等に関する事例です。イラストの事例は、共同研究開発等における成果物の権利の一方的な帰属の事例でございます。こちらは PoC の過程で、受注者の特許技術などを応用するなどして、全て受注者が製作した技術的成果物について、発注者から資金提供を行ったことを理由として、発注者に一切の権利譲渡をさせられたという事例です。他に共同研究開発等の成果物の利用制限といたしまして、①の取引先との共同開発によって生み出された成果物について、受注者に帰属はするものの、一定期間において取引先に独占的に供給することに加え、その期間経過後はその取引先に最恵待遇で供給することを内容とする契約を一方的に締結させられたというものです。

26、27 ページにおきましては、共同研究開発等に関するガイドラインなどを御参考として掲載しております。

事例の御紹介としては、最後になりますが、28 ページを御覧ください。イラストにございますのは、共有する知的財産権に係る事例です。この事例は、発注者で行った共同研究開発の過程で生じた発明に関する発注者との共有特許について、販売機会の損失を防ぐために他者にライセンスする際に、発注者の事前同意を不要としたかったものの、一方的に事前に

了承を得なければならない旨の契約を締結させられたというものです。最後に御紹介するのは、商社等が介在する取引に関する事例でございます。こちらは最終納品メーカーと受注者等を仲介する商社から受注者にとって社内秘であるデータの提供を求められ、受注者がその商社に対しNDAの締結を求めたものの、その商社は手続が煩雑になるとしてNDAの締結を拒否し、取引がなくなる可能性があることを示唆したため、受注者はNDAの締結を諦めたという事例です。

ヒアリング調査は引き続き行ってまいります。以上がこれまでに収集しております主な事例でございます。

○公正取引委員会 全課長補佐

ありがとうございます。以上がテーマの1つ目、実態調査についてです。次のスライドに進みます。

29 ページのスライドを御覧下さい。こちらにつきましては、前回のワーキンググループにおいてデータに関する御指摘をいただいたところではございますが、最近のIoT技術の進展に伴いまして、例えば、エレベーターの稼働状況に応じて部品交換を提案するなどといった、取引先の稼働状況データを利用して、生産効率向上策を提案するサービスのよう、データを分析して情報を提供するサービスが提案されております。そのため、今後、データの価値は更なる向上があると思われまます。このデータの活用に関しまして、下に参考として消費者優越ガイドラインにおける独占禁止法上の考え方を掲げております。こちらにつきましては、プラットフォームが個人情報を取得する際、例えば、個人情報を不当に取得・利用するといった場合には、独占禁止法に違反するおそれがあるといったことが記載されておりますが、こちらを今回に引き直してみますと、個人情報ではなくデータに置き換えた場合には同様の事例が確認し得るのではないかと考えられるところです。例えば、想定されうるものとして、他の目的で利用するための情報の取得を専らの目的として、名ばかり共同研究を実施するといったことがあります。今回の実態調査においては、こうした取引先に提供したデータの利用状況の詳細は確認されておりませんが、こういった事例が考えられるか、このIoT技術の進展に伴いまして、今後、指針の策定に向けて知的財産取引適正化ワーキンググループとして報告書を公表するに当たって、どのような要素を盛り込むことが考えられるかといった点に関し、御議論いただく際の参考としてここに掲げております。

続きまして、次のスライド30ページを御覧ください。テーマの2つ目、既存のガイドライン等の整理についてとなっております。今回の実態調査で確認されました類型について、同じような事例を掲載しておりますガイドラインが3つございます。製造業実態調査報告書、スタートアップ指針、そして中小企業庁が作成しております知的財産取引に関するガイドラインです。

内容につきましては31ページに比較表がございます。今回実施した実態調査との違いといたしましては、まず、対象業種に限定がないことといったことが考えられます。また、基本的には、今回の実態調査において確認された類型につきましては、既存のガイドライン等でおおむねフォローされていると考えられるかと思えます。もっとも、上から4つ目、ノウハウ・データ等の対価設定に係る事例につきましては、専ら無償譲渡や無償ライセンスさせられるといった事例が掲載されておりますが、今回の実態調査においては、対価の設定がなされているが、低廉な価格で設定させられるといった事例も掲げられており、これまで指摘されなかった事例についても確認されております。それ以外の特色としましては、例えばスタートアップ指針においては問題の背景事情等を分析の上で解決の方向性も提示されています。また、知的財産取引に関するガイドラインにおいては、契約書のひな形や、チェックリスト、取引時のポイントといったものが掲載されております。今後、指針の策定を考えるに当たっては、これらのガイドラインの内容についても参考になるかと思ひ、紹介差し上げます。以上が既存のガイドライン等の整理となります。

32、33 ページにつきましては、御紹介した10個の類型のスタートアップ指針での記載内

容を示したものとなっておりますので、御覧いただければと思います。続きまして、34 ページのスライドを御覧ください。こちらはテーマの3つ目、本日御議論いただきたい内容となっております。御議論いただきたい内容の1つ目につきましては、実態調査報告書の充実に向けてとなっております。こちらにつきましては、今後、実態調査を継続し、実態調査報告書を作成する予定です。作成される実態調査報告書の更なる充実に向けて、現在収集した事例に加えて、どのような事例があるのか、事例を収集する際には、このような視点で収集すれば良いのではないかとといった点について、御議論いただければと思っております。

御議論いただきたい内容の2つ目につきましては、知的財産取的適正化ワーキンググループにおける報告書の方向性についてです。こちらにつきましては先ほども申し上げましたが、実態調査報告書を今後作成し、それを踏まえまして、独占禁止法上の指針の策定を予定しておりますが、この知的財産取引適正化ワーキンググループとしましては、その指針の策定に向けてどのような内容を入れ込むべきかという点について御議論いただきたいと考えております。以上がこの資料の説明となります。

○林座長

はい、御説明ありがとうございました。この後、自由討議に入るのですが、その前に、ただいま御説明がありました内容について、参考資料も含めて大部にわたっておりますが、御質問があれば、御質問を伺った上で、その後の自由討議に移りたいと思っております。web 参加の方も含めて質問はございますでしょうか。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました実態調査報告書の充実に向けて及び、本ワーキンググループにおける報告書の方向性について、順番に、自由討議を始めたいと思っております。本日は、前回のような指名制でなく、挙手制で自由討議をしたいと思っております。対面で御参加の方はマイクを回しますので、電源ボタンを押した後に御発言いただくようお願いいたします。また、オンラインで御参加の方につきましては、挙手ボタンで御発言の御希望をお知らせいただきたいと思っております。それでは順番として、最初に御議論いただきたい内容の1番目の実態調査報告書の充実に向けて、現在10個の類型があるわけですが、更に収集すべき事例があるか、IoT技術と関連する産業データの取引など現状詳細が確認できていない取引について事例収集する際のポイントとして、こういったものがあるかといった点について、御意見をいただければと思います。

(3) 自由討議

○鮫島委員

本来なら第1回のワーキンググループで言うべきことかもしれないですけども、今回のガイドラインでは、ある程度、優越的地位の濫用とはどういったような要件なのかというものを示すという前提かどうか確認したいです。

○林座長

先生のおっしゃっている要件というのはどういうことでしょうか。

○鮫島委員

具体的に気になっているのは、いろいろな行為というよりも、何をもって優越的地位とするのかという点です。一般的には、継続的な取引のようなことが要件になっていますが、スタートアップの場合は、御存知のようにPoCみたいなものを様々な大企業と行い、必ずしも継続的な取引にはならないケースがあり、今回の事例においても特に継続的な取引であるということは前提とされていないヒアリング事例が集まっていると考えております。

しかし、もし要件化をするのであれば、その背景、つまりそのスタートアップと大企業とのこれまでの取引や、スタートアップの資金調達に対して、取引がどのくらい影響を及ぼす

のかであったり、問題行為の背景となる関係性であったりというものをきちんとヒアリングし、明らかにしないと、おそらく要件までとり着かないのではないかと。逆に背景情報が脆弱な状況で、優越的地位の要件を設定すると混乱を招く可能性もあると思っており、そういう意味では具体的な行為も非常に重要ですが、その取引がなければ、そのスタートアップがどういう状態に陥るかというビジネス背景のようなところは、実は非常に重要なのではないかと考えています。既にヒアリングした事例について、また聞き直すことを求める趣旨の発言ではないのですが、今後もしヒアリングを継続されるとしたら、そのあたりも含めて聞いていただけたほうがいいのかと思っております。

○林座長

ありがとうございます。ただいまの点は、要件や優越的地位の定義についての前提でしょうか。

○鮫島委員

はい。大企業側から、「こういうことをやると公取さんのガイドライン上、良くないと書いてあるが、これは本当に優越的地位の濫用に当たるのですか」という質問をいただいて、要件が定まっていないから、それは良くないかもしれないし、良いかもしれません。というくらいしか答えられないのですが、そのあたりもう少し踏み込んでガイドラインとして今回踏み込んで行くのか、あるいは従前どおり、事例を紹介して終わりにするのか、それによって、今の質問の意味も変わってくると思うという趣旨です。

○林座長

ありがとうございます。それでは、公正取引委員会の事務局の方から優越的地位のそもそもの考え方について御説明いただけますでしょうか。

○公正取引委員会 全課長補佐

今御指摘いただきました部分につきまして、今回、問題としていきたいと考えておりますのは、優越的地位があった上での行為の部分です。今回は、優越的地位があるかどうかといった点ではなくて、不当な行為をした場合において、優越的地位があれば独占禁止法上の規範に抵触するおそれがあるというような形の内容になるかと思っております。そもそも優越的地位があるかどうかといった部分について、今回のワーキンググループにおいて、新しい規範を定めることは予定しておりません。

○林座長

鮫島先生へのお答えになっていますでしょうか。

○鮫島委員

なっておりますので、今の私の発言は無視してください。

後ほど別途、発言するかもしれませんが、この発言の趣旨として、この方向性が良いとか悪いとかを論じるつもりは全くないです。

○林座長

ありがとうございます。

継続的關係が要件ということではないのですか。

○公正取引委員会 全課長補佐

独占禁止法の条文上の整理では、継続的な取引が前提となっております。また、これから継続的な取引を始める場合も、優越的地位の濫用として対象になると整理されております。

○鮫島委員

これから継続的な関係を始めますというか、始めたいですというのは、スタートアップの場合は、どの大企業もおそらくそのように思っていると考えます。おそらく9割程度のPoCにおいてはそのように思っているのも、もしかしたら、今までのプロジェクトと違いがある可能性があります。

○林座長

ありがとうございます。現実的で非常に重要な御指摘をいただいたと思います。この後の議論に生かしていきたいと思えます。それでは、その他の点でも、実態調査報告書の充実に向けて、さらに収集すべき事例などがあるかという点について、御意見いただければと思います。

○藤田弁護士

調査自体は難しいのかもしれないですし、独占禁止法の範疇に入るのかも私自身整理できておりませんが、実体験として、大学と大学発スタートアップの事例があります。例えば、大学の先生が会社を起業するような事例においては、大学に、先生が発明した特許権等が帰属しています。そのため、知的財産の取扱いをどうするかという話を大学とする必要があるのですが、その際、大学のTLOが、まだ売上げもないスタートアップに対して、厳しいライセンス条件を突きつけてくる事例があります。これがもし今回検討しているガイドライン等の範疇に入るのであれば、このあたりも調査すると幅広い調査結果が得られるかもしれません。今、私が申したような話は、対象数が少ないから見当たらないかもしれませんが、私含め、私が所属している事務所でも複数同じような問題意識を持っている人間がおりますのでお示ししました。以上です。

○林座長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。
松田委員お願いいたします。

○松田先生

ありがとうございます。従来のこの点に関する実態調査に関しては、今回御説明もありましたとおり、製造業者に関する実態調査というのが、令和元年に行われておりましたけれども、今回は特に製造業にこだわらず、幅広い業種に様々な観点で聞き取っていただいたのだと思っております。

そういう観点からしますと、やはりまだ知的財産というと、製造業が頭に浮かぶ方も非常に多いです。ただ、昨今の経済事情の変化を踏まえますと、やはりデジタル化といいますか、システム化、ソフトウェア化のようなところにも非常に注目すべきだと思っております。今回の確認類型とはもしかしたらジャンルが違っているのかもしれませんが、そもそも、ロックインの構造を生み出すような知財条項、つまりプロバイダーロックインやベンダーロックインにつながるような条項がついていることがあります。「なぜこの開発をするのに、この人の承諾を得なければいけないのか」という、暗に他のベンダーに頼めないように最初から仕込んでおくような条項について、必ずしも明確には出てきていないのかなという気もします。そういうのが、一般的に見て対等な事業者間の取引であれば良いのかもしれませんが、ある程度優越的地位のある人がそのような条項を差し向けると、次第に自分の地位を強化することになります。そのような条項が見つければ、少し深掘りしていただくと良いのかなと思いました。以上です。

○林座長

他にいらっしゃいますでしょうか。名倉先生お願いいたします。

○名倉先生

他の先生方より若干細かい話になるのですが、既に事例として調査されている中で、出願干渉によって、共願にさせられたとかっていうのがあるのですが、例えば、部品メーカーが発明を最終製品メーカーとの共願にされてしまい、部品メーカーが最終製品メーカーのためだけにしか特許実施の余地がなくなって、特許取得によるメリットが実質的になくなってしまふ場合があります。拒否する余地のない会社が共願させられてしまうと、実質無償で特許権を取られたのと同じこととなります。これを踏まえて、注意喚起的な意味で大企業に向けて調査を行うことはいかがでしょうか。このような試みを行う企業に出会ったことは何度かありますので、業界内で慢性的に発生しているような事例が抜けていないかという観点もあれば良いと思います。

○林座長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。

○松橋委員

海外企業との直接の取引の際は、NDA の締結を最初に行います。しかし、日本の取引の場合は、直接の取引が少なく、実際は、商社を通じて最終ユーザーである大手メーカーと取引するというのがお金のつながりであり商流です。その際締結するのはNDAではなくて、取引契約書です。大手メーカーとの取引も含め、取引契約書に優越的地位の濫用的な内容が書いてあることがあります。当社では、その契約書につき修正案を提案の上、交渉いたしますが相手方の法務部が無理な要求をしてきて、契約が破談に終わるといった例が過去にありました。また、取引契約の内容に、手形の支払に関する情報や事故・トラブルが起きた時の二次被害の損害賠償について、一方的に製造者である当社に責任が一任される場合があります。

知的財産は、むしろ保有している時点である程度保護されています。そのため、デザイン等の知的財産権以外のところをどれだけ保護できるかを示すことができると、多くの中小企業が救われ、優越的地位の濫用を防ぐことができると思います。現在手形がほとんどなくなったように、国がある程度示していただけると、中小企業として非常に助かります。

また、取引契約書がNDAに置き換わるのか、取引契約書の中にNDA的な要素を入れていくのか、という観点も指針として出していただけますと、実務上、多くの中小企業にとって有益になると思います。以上です。

○林座長

ありがとうございます。名倉委員お願いします。

○名倉委員

今の御発言に付随して、確かにおっしゃるところは大きいと思います。商社は常套句として、口座を開きたいのであれば取引基本契約書を締結するよう求めてきますが、その契約書の中に著しく不利益な内容が含まれていることが散見されるという点は正に優越的地位の濫用に当てはまると思います。

また、金型について、契約終了後に取引先に倒産などの事態が発生した場合、金型を預けている側は事業継続の観点から速やかに金型を回収したいと考えます。預かっている側としてはノウハウを含む金型などを容易に持ち去られたくないという事情があります。そこで折衷案として、金型を返却してもらった際にノウハウが特定されないように消去した上で返すことを認める一方、ノウハウを消去せずにそのまま返してほしい場合は、取得原価ベースでそのノウハウの対価を支払うといった形の取引が、最近大企業間で少しずつ始まっているようです。昨日そのような契約書を作成しましたので、御報告まで申し上げます。

○林座長

ありがとうございます。

他にいらっしゃいますでしょうか。それでは、ここまでのところで、いただいた御意見について、事務局の方からコメントや御説明が、今の時点でありましたらいかがですか。

○公正取引委員会 田中室長

ありがとうございます。今いただきました意見も踏まえて、優越的地位の濫用につながるおそれがある事例を中心に、これからも調査を進めてまいりたいと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。共願にされてしまった結果、単独で実施できなくなるということに関し、注意喚起的なものもガイドライン等に盛り込めるならば、盛り込んでいくことが重要だと感じました。また、ノウハウなどの知的財産権になっていないものについても、経済的に重要なものであり、例えば金型取引やそれ以外の場面においても意識する必要があると思います。今回の調査は知的財産権に限らず情報収集を行っているため、そのあたりも報告書に書いていきたいと思っています。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。今回のアンケートの時に、知的財産権だけでなくノウハウ、データも設定したために、多くの回答において対象者が自分ごととして答えてくださった点があると思いますので、これを生かして優越的地位の濫用につながるものについては、報告書に取り込めるように考えていきたいなと思っております。

それでは、2点目です。論点の2番目である今後策定するガイドラインに向けて、御意見やアドバイスいただける点がありましたら、是非御意見いただきたいと思っています。

○名倉委員

先ほど事務局の方から既存のガイドラインの御紹介をいただきました。このように様々なガイドラインがありますが、今回のガイドラインの特に冒頭の部分について申し上げますと、優越的地位の濫用は民法の第1条のような一般原則であり、必ずしも個別の類型がどうなるかは、今後の時代の流れや事例の積み重ねに委ねざるを得ないということは宿命であるという前提のもとに、ガイドラインはその第一歩であると理解しております。その意味で、ガイドラインの冒頭部分で、スコープをどこに置いているかを明示すると良いと思います。例えば、今回のガイドラインでは、ノウハウや知的財産として確立されたものに限らない点も考慮すべきです。加えて、不正競争防止法でいう営業秘密に限定されるのか、それとも限定されないのかという点も含めて議論が必要になるでしょう。さらに、知的財産の生成・獲得過程における行為も対象に含めていく可能性があると考えられます。また、契約の内容自体が不合理である場合だけではなく、契約内容自体に問題はなかったとしても、その運用において問題があるような事例も対象になるかという論点もあります。これらも踏まえて、どこまで範囲を広げて、国としてルールを作成するのかというところが、冒頭部分で明らかになるように配慮いただけますとありがたいと感じております。

○林座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○鮫島委員

分析や解決の方向性を記載することは非常に良いと思いますが、危惧することとして、このようなガイドラインを公表すると、ガイドラインに記載している事項が唯一の方法だと思

う人が多いです。違う解決方法に全く耳を貸さないことが起きないように、過度に一般化されない形にさせていただけますと大変ありがたいです。本当は、一般化できる解決方法があると良いのですが、このような配慮をユーザーとしては望みたいと思います。

○林座長

ありがとうございます。一方で公正取引委員会のガイドラインは、そのような配慮が非常に行き届いているがために、読んでもよく分からないということがあります。しかし、鮫島先生がおっしゃったことは正しいことだと思います。

○鮫島委員

抽象化しすぎて分らなくなりますが、具体化すればするほど、先ほどのようなリスクがあるというところを意識していただけると幸いです。

○林座長

ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。松田委員お願いします。

○松田委員

既に出た先生の御意見とも重なりますが、スタートアップ指針のように事例を分かりやすくポイントごとに絞って書いていただくのは、情報として非常に有用だと思います。他方で、実務の現場では、事例集という形で作成していると、届くべき人に十分に届いていなかったりするケースがあることを身をもって感じます。よく参照されているガイドラインとして、知的財産ガイドラインがありますが、こちらには短くも原則やポリシーが書かれており、特に共同研究開発をする人にとっても良いガイドラインだと思います。この点、優越的地位の濫用と知財に関する情報は散在しており、根本として何が問題になるのかというポリシーがあまり伝わっていないように思われ、ある種、事例形式で分かりやすく示すことの弊害ではないかと感じています。そのため、インフォーマティブな分かりやすい資料を用意することは非常に重要だと思いますが、それと併せて、独占禁止法上のような点が問題となるのかという部分と、望ましい事例を分けて示していただくことが望ましいと考えます。このようにして、優越的地位の濫用と知財というキーワードに関するポリシーを体系的にまとめられると、多くの方に参照される有益な資料になるのではないかと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございました。他にいらっしゃるでしょうか。NDA 契約の実践例などについて、オブザーバー参加されている北村先生からも御意見いただければお願いいたします。

○日本弁理士会 北村弁理士

弁理士会の北村でございます。片務的な NDA という問題への対策と全体的な俯瞰の仕方をお話しさせていただきたいと思います。

まず、独占禁止法の問題として優越的地位の濫用として取り扱うのか、取適法や他の知財に関連する法律で対応すべきなのかを全体的に検討することが望ましいです。例えば、初めて技術商談をする場合、継続的な取引ではないので、優越的地位の濫用の対象外になる可能性がありますので、そのようなケースも対象にさせていただけると幸いです。また、優越的地位の濫用に当たるか否かという問題で、知財の侵害が起こっているという基礎があると思いますので、その部分への対策として、営業秘密の段階的開示があります。最初から全ての話をしていないことが重要だと思います。技術商談ということが先走り、全体の情報を提示してしまい、後戻りできなくなる事例が実態としてあると思います。昨今、取り扱った事案では、装置メーカーが使用方法を販売先に説明したところ、その情報を販売先に不正に利用される事例がありました。具体的な商談に入ると情報開示が進み、片務的な NDA により無断出願さ

れるケースもあります。したがって、情報は段階的に開示し、効果が確認できた段階で購入に進むことが望ましいです。販売確定までは方法や取扱いについて全てを開示せず、テスト実施などの段階的検討を行うことが重要と考えます。

技術情報の書面化・証拠化についてお話しします。技術情報については「誰がどのように発明・提示したか」の証拠が必要です。問題となるのは創作時期や内容の客観的証明が困難なことで、その結果、泣き寝入りするケースが多いことです。技術手法の書面化、創作事実及び目的外利用禁止の明記、タイムスタンプや公証人による証拠化が効果的です。これにより、特許法による防衛出願での対策や著作権による盗用への保護が可能となります。これはデザイン系の創作にも有益で、先日講演をした際にも、タイムスタンプの有用性の話になりました。ノウハウの流出防止にも同様に、書面化、秘匿表示、秘密管理などが重要です。これらは営業秘密保護の救済につながり、NDA 締結前の秘密保持義務確認として契約書冒頭に盛り込むことが対策になります。こうした対策を並列に活用し、段階的表示で相手の姿勢を見極め、不平等契約締結への抑止力を確保し、書面化・証拠化で特許法・著作権法による救済可能性を担保し、段階的開示と組み合わせて新規性の温存と産業財産権出願の拡大を図ることができます。両当事者が合意のもと、商談形成を進めつつ秘密情報を段階的に共有し、片務的 NDA の問題対策につなげるという考え方です。以上です。

○林座長

北村先生ありがとうございました。具体的な御提案をいただきました。知財分野で皆様が実践されている部分のベストプラクティスを御紹介できれば、ユーザーの方にも役に立つのかなと思います。

今回策定する指針の要素として、既存のガイドラインでは、契約書のひな形やチェックリストなどを作っていただいています。本件でも契約書のひな形や取引時のポイントにかかるチェックリストを含めることが有効でしょうか。この点御意見いかがでしょうか。

○松田委員

ありがとうございます。もしかすると望まれていない意見かもしれませんが、私はこの点についてネガティブです。実務に携わる事業者の方々が今回の論点を十分に認識できていない背景には、情報が様々な所に散在し、どれを参照すべきか分かりにくいという面があります。昨年中企業庁が公開した既存のひな形との関係が不明確になるおそれもあります。必要な情報を引用することはもちろん有用だとは思いますが、別の新たな指針やひな形を作ることが果たして良いことなのかは検討する必要があります。作成することで、混乱や情報の埋没が生じ、結局よく分からなくなる懸念があります。今回の指針はどちらかといえば望ましい事例の提示ではなく、「何をするとよくないか」を明確に示すことに主眼を置くべきと考えます。事業者は、私的自治の範囲で自由に取引を行うべきであり、今回のガイドラインでは、契約書のひな形やチェックリストのような画一的なものを示すべきではないのかなと思いました。このことはガイドラインの位置付けにも関連しますが、現状の想定としては、契約書ひな形やチェックリストの新規作成は含めなくてよいと考えています。

○林座長

ありがとうございます。名倉委員お願いします。

○名倉委員

私も全く同意見です。冒頭申し上げたとおり、優越的地位の濫用の観点からは事例の蓄積が重要ですが、現時点ではまだその蓄積を待つ段階にあると思います。契約書のひな形やチェックリストの提示については、網羅的でなければ意味がないですが、実務の感覚ではそこまでの網羅性を持たせるのは難しいと感じています。

また、NDA に関する議論を通じて、取引において交渉力が弱い立場の方々が多く不満を

抱えている現状があります。例えば米国と比較すると、秘密保持義務に関する日本の裁判所による法執行機能は非常に弱く、証拠開示手続（ディスカバリー）が整っている米国では、相手方のメール削除の痕跡が証拠となり、勝訴につながるということまでありますが、日本では守秘義務違反を主張しても証拠を求められると難しい部分があります。このように日本の法執行機能は弱いことを前提とすると、私的自治の観点から行政介入については慎重であるべきですが、守秘義務違反が優越的地位の濫用に当たる悪質な事例については、行政が独占禁止法違反等を理由に摘発に乗り出せば、自分たちも摘発されるリスクがあるという警鐘を鳴らすことができます。そのため、こうした法執行の現実的な適用可能性を今回のガイドラインで示すか否かは一つの大きなポイントになると考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。他にありますでしょうか。お願いいたします。

○松橋委員

当社では、共同開発をする企業と NDA を締結し、権利関係を明確にした上で取引を行っていますが、通常取引で NDA をどのように結ぶべきか考えるところがあります。最近、ある外資系企業の工場見学会で、参加時に簡易的な NDA の締結を求められ驚きました。当社でも多くの工場見学会を開いており、毎回の見学会において NDA を結ぶことは大変だと感じました。ただ、そうした意識の変化の端境期にあると改めて認識しています。多くの中小企業経営者は NDA の商習慣上の位置付けを十分に把握していないと思います。開発に携わる人たちは比較的フランクに NDA を結んでやりとりをしていますが、通常取引や工場見学の場面で、どこまで NDA を締結すべきか見えていないのが現状です。この点が世の中に認知され、周知されることによって、真の意味での NDA 運用が進むのではないかと期待しています。

○林座長

ありがとうございます。ユーザーサイドから貴重な御意見いただきました。藤田先生、お願いします

○藤田弁護士

これまでの先生方の御意見と重複する部分もありますが、今回は製造業に限らず幅広い業種を対象に指針を出すということで、指針に基づくひな形を作成するとなると抽象的になりやすいところ、契約は具体的な内容なので、そのような具体的な内容を含むひな形の作成は難しいのではと考えております。この点、特許庁で公開しているひな形は業種や具体的な業務内容を特定した上で作成されていると認識しています。また、チェックリストの作成について考えると、例えば「NDA を締結していますか」という単純な問いは余り意味がないと感じます。NDA の内容は多様で、名倉先生がお話しされたように、裁判所での執行可能性などの問題や、NDA 自体に問題があるケースもあり、そのような詳細までチェックリストでカバーするのは困難です。したがって、「NDA 締結まで進みましたか」程度の意味の薄いチェックリストを作ることは、実効性が低いのではないかと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。

今いただいた御意見にもあったと思いますが、チェックリストについては、少なくとも、もう一つ新しいものができて、混乱を生むようなことは避けたいところです。他方で、ユーザー側である中小企業とかスタートアップの方々の注意喚起のようなものは必要ではないかという声をいただきましたので、その点については検討していきたいと思います。

他の要素として、例えば対価設定方法の選択肢^{かい}について、知的財産権等の提供への対価設定について、現状と望ましい方法に乖離^{かい}があるという御回答をいただいています。例えば、

一括払だけでなく、売上に応じた額を払う、レベニューシェアという方法など、対価設定方法の選択肢の拡充について、御意見ありますでしょうか。実務でいろいろなさっている先生方から御意見いただければと思います。

それでは名倉先生お願いします。

○名倉先生

結論から申し上げますと、難しい面があると思います。私が見聞きしている例では、有名メーカーの各種デザインにおいては、必ずしも著名なデザイナーだけでなく、ディレクターのもと、多数のデザイナーが週単位で様々なデザイン案を提出し、月額報酬で契約しているケースもあります。一方で、ゲーム産業のように映画並みに制作費がかかる代わりに成功した場合の収益は大きいというとき、そのクリエイティブな業務に関わる人たちへの対価を単なる工賃として扱うのは適切かどうかという問題があります。これまで昭和時代には技術者の取り分が低すぎたという指摘もあり、産業によってはレベニューシェア方式が適するところもあると思います。ただ、全ての産業で一律に導入するのは現実的ではないと考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

松田委員お願いします。

○松田委員

ありがとうございます。例えば、取適法の対象となる取引で、100万円の仕事を請け負い、どれだけ儲けたとしても100万円を支払われていたが、レベニューシェアを導入した場合に、製品化や商業化に失敗して支払が受けられなくなるという事態が発生することが考えられます。また、100万円支払われた上で、売上の2%を追加で支払われるということであれば、多くの人は歓迎すると思いますが、現実にはそうした取引はなかなかないのではないかと思います。結果として、リスクを取る代わりにレベニューを得られるというような取引になり、多くのリスクを負わされる可能性もあります。また、「100本に1本当たれば良い」ような業界では、レベニューシェアの方が望ましい場合もあれば、工賃払いの方が安心と思う場合もあります。名倉委員の意見にも通じるところですが、業種によってはリスクが大きく諸刃の剣となる可能性があり、また、取適法との関係も分からなくなる可能性があるため、懸念しております。

○林座長

ありがとうございました。鮫島委員いかがですか。

○鮫島委員

知的財産等に係る対価に関しよくある問題として、「お金を払ったのだから成果物は全部よこせ」という主張があります。そのような主張においては、工賃を支払っただけで知財部分についても要求しており、結果として知財部分の対価はゼロになってしまうというもので、このような取引はよくあります。この認識は絶対に改めないといけないと感じており、対価が工賃と知財部分の2つから構成されるべきであるという考えを、世の中に広める必要があると思います。

他方で、知財部分の対価の具体的な計算方法については、契約自由の原則や私的自治の考え方もあり、どこまで国として示すかというのは非常に難しい問題です。また、名倉先生がおっしゃったように、取引事例や業界によって事情が大きく異なるため、一律に一括での支払を止めて、ランニングロイヤリティにすればよいという話でもありません。いろいろな業界の事例を紹介することは非常に有益だと思いますが、ランニングロイヤリティやレベニュー

一シェア的な契約を絶対に結ばなければならないという強制力が生じるのは問題だと考えています。

○林座長

ありがとうございます。対価の選択肢については、特定の設定方法を決め打ちするものではないと思いますが、業界によっては、成功した大ヒット作品の二次利用部分で還元がないという問題があり、その在り方を見直す動きが実務でも始まっているようです。したがって、そういった事例を紹介する程度であれば、大きな弊害はないと考えますが、一律に特定の対価の設定を強制することは問題があると思います。

名倉委員どうぞ。

○名倉委員

先ほどは難しいと述べましたが、レベニューシェアというアイデア自体があるということのアナウンス的に示すことは効果的だと思います。ただし、択一的な方法と誤解されないようにすることが重要です。松田先生がおっしゃるとおり、択一的な方式は、小規模事業者にリスクを負わせてしまう面があります。そのため、例えば一定以上の売上げがあった場合のみレベニューシェアを適用するなど、折衷的な方法も存在するという提示の仕方が望ましいと考えています。

○林座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。松橋委員お願いします。

○松橋委員

会社の社員が特許を取得した際に報奨金制度を設けている企業があるが、これが今回の話と似ていると感じ、注意深く見ていました。具体的には、申請が成立した段階でいくら、製品が利益を生んだ段階でいくらという形で報奨金を支払う会社もあつたり、中にはレベニューシェア的な運用をしているところもありますし、申請が終わればそれで終わりという扱いの会社もあります。事例を紹介することは有意義だと思いますが、一方で、紹介した事例について、実際に中小企業が実現可能かというところは考える必要があります。

○林座長

松田委員お願いします。

○松田委員

私も、この論点について、職務発明の対価請求権の話と類似した点があると感じました。全く同じ議論はできないかもしれませんが、こうした隣接分野の問題も横目で見ながら、適切に考えていくべきものだと思います。

○林座長

ありがとうございます。先ほど、鮫島先生から工賃（実費）と付加価値の知財の部分の対価を分けるべきという話がありました。私もそこが理解されていないことが問題だと思っています。対価をどのように切り分けるかは業界にかかわらず、知的財産の観点では大事なところですね。その上で、知的財産の価値評価は長年議論しても正解がないほど難しいため、それは一律ではなく、個別の契約でと思いますが、考え方として工賃と付加価値の知財は分けるべきという考え方はおっしゃるとおりだなと思っています。

次に、例えば、近年のデータの利活用の拡大等を踏まえた取引の在り方など、知財 WG 報告書に盛り込むべき要素について、御意見があればお願いいたします。

○名倉委員

社会的な問題としてはプラットフォームの規制が各国で進んでおり、その動向を注視する必要があります。稼働データや位置情報は非常に価値がありますが、こうしたシステムを規制対象とすると、産業発展のインセンティブを削ぐことにもなりかねません。私の感覚では、プラットフォームと呼べるほど影響力が非常に大きくなり、競争への影響が出てくる段階のものを規制対象にすべきだと考えています。例えば中小企業と大企業の取引において、どのようなプラットフォーム的存在が競争阻害の懸念を生んでいるのか注視していく必要があると思います。自分自身、産業別や市場別で具体的な理解がまだ十分ではありません。もしそうした情報や懸念があれば教えていただくと助かります。以上です。

○林座長

鮫島先生お願いします

○鮫島委員

整理がうまくできていないので理解されにくいかもしれませんが、例えば NDA も締結せずにデータを開示するよう強要されたり、開示したデータを無断で目的外に利用されたりするケースがあります。こうした事例は既存の NDA の問題に収斂^{しゅうれん}する話であり、データだけ特別に取り立てて言う話ではないと考えています。ここで、いわゆる既存のものと同じような整理ができる「第一類型」の話と、スタートアップなどが新たなビジネスモデルで様々な大企業と連携し、多様なデータを取得する中で、スタートアップが AI 学習にそのデータを利用できないなど、これまでの類型とは異なる「第二類型」の話があります。

この第二類型について、データが社会的な注目が高いことを踏まえると今回のガイドラインで全く触れないのも違和感があります。他方で、第一類型・第二類型の区分けなく一括で扱うと混乱するおそれもありますので、従来の議論に包摂されるものとこれから新たに議論すべきものを示していくと良いのではないのでしょうか。もちろん、ヒアリングを通じて多くの情報が得られればより良いですが、本日の報告を聞く限り多くの情報はまだ集まっていない印象です。

○林座長

貴重な御意見いただきましてありがとうございます。藤田先生お願いします。

○藤田弁護士

私もこの問題は難いため整理できていない部分もありますが、これまでの経験を踏まえてお話しします。今、学習用データの重要性が高まっており、若いスタートアップが AI エージェントなどを開発する中で、AI 活用が難しい大企業側が、そのスタートアップに依存している状況があります。私が見た事例の一つに、古典的な産業で DX が進んでいない分野において、設立から 2 年程度のスタートアップが目をつけ、その産業規模の大きさから多くの企業と取引をしている例がありました。この事例においては、当該スタートアップに頼るしかないという状況があったため、データの利用が比較的自由でした。一方、医療データなど広く流通していないデータの利用について、大学病院からデータを提供されて医療系スタートアップが立ち上がったケースがありますが、その大学との取引条件で厳しい要求を受けるなど、難しい状況があるようでした。これらの状況が事務局で整理している内容とどれだけ整合しているかは不明ですが、事例の紹介として申し上げます。

○林座長

はい。貴重な事例の御紹介をいただきまして、ありがとうございます。
松田委員お願いいたします。

○松田委員

補足としてお話しします。データについては、鮫島先生もおっしゃったように、それが技術情報や営業秘密に該当する場合は、これまでの議論と同じであり、データ自体に特有の論点は余りないと思います。一方で、データの1つ1つは容易に入手できるような情報でも、データの集合体、つまりマスデータとなっていて、それ自体に価値がある場合には2つのパターンがあると考えます。1つは、有望なスタートアップや中小企業が価値あるマスデータを保有しているところ、大企業が提供を要請するケースです。この場合には、従来の考え方と同じです。もう1つは、大企業がビッグデータを所有し、中小企業はその構成要素的な情報を持っている場合に、大企業のビジネスに構造的に組み込んで、その土台の上だけで事業を行わせるケースがあり得ます。後者のような構造的な問題は余り明確に議論されていない印象があり、このような視点をもつのも興味深いと思います。

○林座長

ありがとうございます。公正取引委員会でもAIに関して、今年の6月にも詳しい報告書を提出しております。そこでは市場構成を整理して、アメリカ・欧州のそれぞれの動き等を分析されているので、これについても整合性を取って考えていければと思います。

ノウハウ・データを含む知的財産等の適切な対価設定の促進に向けて、先ほどと重複する点があるかもしれませんが、今回の実態調査において、無償提供の対象となりやすい知的財産権等、著作権や図面設計データなどを確認しました。更には、著作権や図面設計データについて対価をつけてもらいたいとの声を確認した上、低廉な対価にしても、適切な対価設定を求める声も確認しました。このように、知的財産権等の対価が適切に評価されるためにどのようなことが考えられるでしょうか。

○名倉委員

工賃部分と知的財産の部分で分離して対価を設定することには賛成ですが、一方でしっかり管理している中小メーカーは、設計データや図面データの管理を徹底的に行っております。そのため、大企業側が「適切な対価を支払うのだから、受託者は関連する知的財産等についても提供をする必要があり、拒否するのはおかしい」といった主張をすることを誘引しないように注意していただきたいです。むしろ、データ等の知的財産を渡さないことが最大のプロテクションであり、その原則を踏まえた上で知財WG報告書を作る必要があると考えます。この原則を変えることは、過度な誤解を招くおそれがあります。以上です。

○林座長

留意点をお示しいただきました。松橋委員お願いします。

○松橋委員

現状では、対価を得るよりも、まずNDAをしっかり結ぶことを前提に、特許で権利化されていない知的財産も商習慣として適切に取り扱うことを明確に示すことが重要だと思います。残念ながら、知的財産となるようなデータの中で特に守られていないものが転注に利用されるケースはまだまだ多いのが実情です。NDAの締結を前提に進めることで、こうした無断流用や横流しをかなり防止できると考えています。

○日本弁理士会 北村弁理士

先ほど申し上げたことと共通しますが、未出願の知的財産は対象物が明確でないため主張しにくいので、書面化・証拠化が非常に重要だと考えます。書面化はパワーポイントのような形式でも良いので、どのようなところが発明なのかを書き添えて、証拠化することが肝要です。当事者間でどの部分が発明かという共通認識を持つことが大切だと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございます。発明にかかわらず、この情報はこちらから提供したという証拠化が重要だという実務的にも重要な御意見をいただいたと思います。他にございますでしょうか。松田委員お願いします。

○松田委員

ありがとうございます。無償提供を強いられる事例を考えるとときにいつも気になるのは、そもそも発注した内容に含まれていなかったのではないかという点です。そのため、どこまでがパッケージとして含まれており、それに対する対価はいくらなのかということをおおまかじめ明示しておくことがまず求められます。対価の設定とその範囲を明確にしておけば、対価に不満がある場合の交渉も行いやすくなると思います。既に他の委員も指摘されたような対価を実費と付加価値に分解することの是非は難しい問題です。例えばアウトプットの価値が同じで、効率的な人の1時間の仕事と、効率が悪く10時間掛かった仕事があった場合、実費部分の明確化により効率の良い方の金額が下がりかねません。このため、丸めた対価設定の方が良い場合もあり、業種や実際に作業を行う人間によって事情が変わってくるため、個々のケースや業種ごとの特性を踏まえて具体的にしておく方が良いのではないかと思います。

○林座長

はい、ありがとうございます。名倉委員お願いします。

○名倉委員

補足させていただくと、著作権と図面設計データは全く別の取扱いがなされるべきであると思います。例えば、図面設計データが不当に利用され、気付かぬうちに海外で製造されているといった問題は会社の存続に関わる重要な話です。つまり、図面設計データに関しては、無償譲渡よりも譲渡を強制されること自体が問題です。一方で、著作権に関しては、社会全体にとって有益な情報については、無償での利用や対価の相当性が問題となりやすく、譲渡すること自体はそれほど問題ではないという整理ができるのではないかと考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。鮫島先生お願いします。

○鮫島先生

この論点とは少し違いますが、マクロ的な観点からお話しします。我々が本質的に目指すのは中小企業を含めた企業の競争力の向上です。調査で挙げられた様々な事例は、大企業の優越的地位の濫用が要因の一つですが、中小企業の知財に対する意識不足も大きな要素だと思っています。そうした状況で法的保護を過度に強化し、何に対しても優越的地位の濫用とする方向性は、中小企業が知財に対して意識啓発することへのモチベーションを低下させるおそれがあります。また、私は経済産業省のオープンイノベーションプロジェクトに関わってきました。法的保護の強化は中小企業保護に重要な一方で、オープンイノベーション促進とは一定の緊張関係があります。つまり、何をしても公正取引委員会に叱られるような状況になると、大企業は日本の中小企業との取引を敬遠してしまい、産業競争力にとって好ましくない状況に陥ってしまいます。この点を踏まえ、バランスの取れた指針を策定していただけると幸いです。以上です。

○林座長

ありがとうございます。他に御発言を御希望の方がいらっしゃいましたら、お願いいたし

ます。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

経団連の近藤でございます。今回の報告書や指針の策定に当たっては、バランスのとれたものにしていただきたいと思います。本日の話を伺い、非常に良いものができることを期待しておりますが、良い報告書や指針を作成しても、活用されなければ意味がありません。何度も指摘されているとおり、周知や研修を含む活用の推進が重要です。可能であれば1年後や2年後にモニタリングを行い、問題となる取引事例が減少しているかを確認することが極めて重要だと考えます。知財 WG 報告書において、このようなモニタリングやレビューの内容を盛り込むことを望みます。また周知や普及の際には協力させていただきますので、是非そうした内容も知財 WG 報告書に含めていただけると幸いです。以上です。

○中小企業庁 坂本部長

すみません、中小企業庁から一言申し上げます。この検討会で知的財産の扱いや独占禁止法上の考え方を整理していただくことは非常に重要です。一般的に、大企業と比べて中小企業は法務対応や体制が十分でなく、専門の法務部を置くことも難しい状況です。そのため、このように指針を示し、発注者側には問題事例を注意喚起すると同時に、中小企業側も日本商工会議所等と連携しながらリテラシーを高めることが重要だと考えています。これは当然両輪の取組だと思います。中小企業の法務体制に配慮し、契約書のひな形の参照など、都度弁護士に相談できない企業も多い実態を踏まえた内容であることが望ましいと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございます。中小企業庁の坂本様からコメントいただきました。それでは小島様からお願いいたします。

○日本商工会議所 産業政策第一部 小島副部長

オブザーバーで参加しております。日本商工会議所の小島と申します。代理でございますが、本日大変貴重な御議論をお聞かせいただきありがとうございます。ちょうど中小企業のお話が出ておりましたので一言コメントをさせていただきます。この度の実態調査につきましては、我々中小企業を中心に、幅広い業種の実態把握をいただきまして、大変有意義な調査と感じております。私どもが昨年実施した調査でも、中小企業約8社あたり1社が、知財に係る侵害行為を受けた経験があると回答しておりまして、今回のアンケートでも同様の結果が出ていると思っております。是非こちらを踏まえて、充実した、そして実効性の高い指針の策定を期待しております。全体を通じまして、2点ほど手短かに申し上げます。

まず、報告書の充実については、是非、商標権に関する事例を追加していただきたく存じます。我々商工会議所における中小企業からの相談でも、商標権に関する事例は、特許よりも多くなっております。一例を挙げますと、商標登録をした名称を無断でイベントに使用されて、チラシを広く配布されてしまった。音商標においては、音楽を登録して、ウェブ上のサイトに無断で掲載をされてしまったという事案も聞かれるところです。被害を把握できても、なかなか資金・手間・コスト、また法務対応力、こうした制約から泣き寝入りをするケースも多いと聞いております。是非、中小企業に対して、自分ごとであると啓発する観点からも、御検討をお願いできればと思っております。

最後に、今後の方向性ということで、指針策定に向けては、先ほども御議論ありました契約書のひな形やチェックリスト、相談窓口なども御掲載をいただければと、中小企業にとっては、気づきやリテラシー向上に機能するものと考えます。是非対象の企業規模・項目を限定しない形で、実効性を高めていただくよう工夫をいただければと思います。公表されましたら、私どもも広く周知・啓発・リテラシー向上に努めていきたいと思っておりますので、

引き続きよろしく願いいたします。私からは以上です。ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございます。今 WEB 上で手を上げていらっしゃる方が、他に 3 名いらっしゃいます。北村先生からお願いします。

○日本弁理士会 北村弁理士

ありがとうございます。中小企業の方についての話ですが、中小企業が自分の権利を守る意識を高めるためには、タイムスタンプを押すなどして権利を証拠としてしっかり残していくことが重要です。証拠の存在により、公平な取扱いが可能となり、オープンイノベーションを推進する上でも大切なポイントだと思います。中小企業自らも証拠を残す努力をするよう、注意喚起を促していただければと考えています。以上です。

○林座長

ありがとうございます。では、次に琴寄様をお願いします。

○東京都知的財産総合センター 琴寄知財戦略アドバイザー

はい、今回から参加させていただきました。東京都知的財産総合センターのアドバイザーの琴寄と申します。私どもは日常的に東京都の中小企業からの知財契約に関する相談や、中小企業向けの契約セミナーを開催しています。これら支援を行うにあたり、今回のような政府が発信する情報や指針に十分注意を払い、最新の情報を中小企業に提供し、適切な対応を促すよう努めています。しかしながら、先生方もおっしゃっていたように、中小企業は契約や知財の専任担当者を置くことが難しいため、単にガイドラインを提示するだけでは十分な効果が得られないと考えています。そのため、ガイドラインを広めるためには、例えば、現在行われている取適法施行に向けて実施しているようなセミナーの開催や、相談窓口の設置などを今後お願いできればと思います。以上です。

○林座長

ありがとうございます。最後に、泉委員お願いいたします。

○泉委員

時間を少し超えてしまい申し訳ありません。2 点、簡単に申し上げます。

まず 1 点目は、中小企業と大企業の関係についてです。消費者保護法という分野がありますが、この言葉が現在では適切ではないと以前から指摘されてきました。その理由は、消費者を保護される存在とみるのではなく、権利や利益を実現する主体と認識すべきだからというものです。同様に、経済取引においては、中小企業は重要な取引主体であることを意識する必要があります。中小企業を保護対象として見ている限り、日本の経済は強くなりにくいのではないかと考えています。こうした視点も指針や知財 WG 報告書に盛り込むべきだと思います。

2 点目は、今後の取組についてです。本日の議論を踏まえたと、受注者側の知財や契約に関する意識は徐々に向上していますが、まだ十分とは言えません。独占禁止法の重要な問題として、昔から談合というものがあります。大企業の間では、かつては談合も必要悪のようにみなされていました。しかし、公正取引委員会における地方懇談会や有識者会議を通じた地道な努力により、最近ではこのような意識は変わってきております。これを踏まえたと、今回のようなガイドラインの作成だけでなく、地道にセミナーの開催や相談会の実施、契約の適正な取扱いについてのアドバイスを行う場を恒常的に設けることが重要だと思います。以上、2 点、申し上げます。

○林座長

泉先生、ありがとうございました。

(4) 閉会

○林座長

それではお時間も過ぎてしまいましたので、こちらで自由討議は終わりにしたいと思います。本日は、大変有意義な御意見・御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

次回は令和8年1月13日に第3回を開催いたします。この会では、本日の議論を踏まえて、実態調査報告書の骨子、また知財WG報告書の骨子について議論することを予定したいと思います。事務局において、本日の議論を踏まえて骨子案の検討を進めていただきたいと思います。それでは、これをもちまして、第2回知的財産取引適正化ワーキンググループを閉会いたします。本日は御多忙のところ、活発な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。